

請 願 審 査 資 料

4 年請願第 7 号

加齢性難聴者の補聴器の購入補助制度創設について

令和 5 年 2 月 6 日

福祉局

1 請願事項

4 年請願第 7 号

加齢性難聴者の補聴器の購入補助制度創設について

1. 加齢性難聴者の補聴器の購入補助制度を創設すること

2 高齢者の難聴の状況

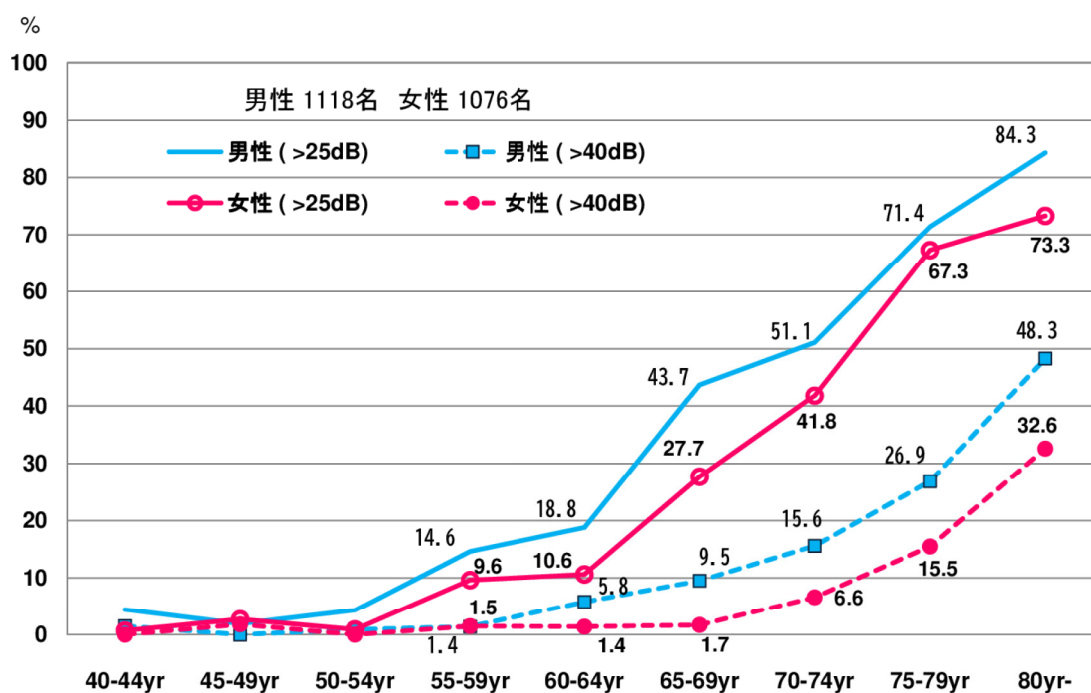
「加齢性難聴」については、定義や聴力のレベルなどの基準はなく、また、統計もない。

難聴の程度別・性別・年代別の有病率については、国立長寿医療研究センターが実施している「老化に関する長期縦断疫学研究」において、平成20年から22年にかけての調査結果が、次のとおり取りまとめられている。

【高齢者の難聴有病率】

※国立長寿医療研究センター「老化に関する長期縦断疫学研究」（平成20年～22年）参加者における難聴有病率

聴 力 レ ベ ル	性別	75 歳～79 歳	80 歳以上
25dB 超	男性	71.4%	84.3%
	女性	67.3%	73.3%
40dB 超	男性	26.9%	48.3%
	女性	15.5%	32.6%



3 補聴器の購入費用の助成

難聴者が補聴器を購入する際の助成については、聴覚障がいのある身体障害者手帳所持者等を対象として、国が定める基準に基づき、補聴器の購入に係る費用を補装具費として支給している。

(1) 実施根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第 76 条）

(2) 目的

装具や補聴器など、身体上の障がいを補うための用具である「補装具」の購入・借受け・修理に係る費用の助成を行うことにより身体障がい児・者又難病等対象者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的とする。

(3) 自己負担

対象者は用具の購入・借受け・修理に係る費用の原則 1 割を負担する。ただし、世帯の所得に応じて、下記のとおり利用者負担額の上限が設定されている。

- ① 生活保護世帯 0 円
- ② 低所得者世帯 0 円（市民税非課税世帯に属する者）
- ③ 一般世帯 37,200 円

(4) 補聴器の種類、基準価格及び対象者

名称		基準価格(円)	対象者(両耳) ※
高度難聴用 補聴器	ポケット型	41,600	(目安) 聴力レベル70dB～90dB未満 手帳 4 ～ 6 級
	耳掛け型	43,900	
重度難聴用 補聴器	ポケット型	55,800	(目安) 聴力レベル90dB以上 手帳 3 級以上
	耳掛け型	67,300	
耳あな型 補聴器	レディメイド	87,000	・ 耳の形状によりポケット型及び耳掛け型の補聴器の使用が困難な者 ・ 職業上ヘルメットをかぶる機会が多く耳掛け型では邪魔になる 等
	オーダーメイド	137,000	
骨導式 補聴器	レディメイド	70,100	①伝音性難聴者であって耳漏が著しい者 ②外耳閉鎖症等を有する者 ③耳栓又はイヤーマールドの使用が困難な者 上記①～③に全て該当する者
	オーダーメイド	120,000	

※前提：本市に居住し、聴覚の身体障害者手帳を所持する者等で補聴器が真に必要な者

4 難聴と認知症の関係性

(1) 「認知症施策推進総合戦略（新・オレンジプラン）」における記載

国の「認知症施策推進総合戦略（新・オレンジプラン）」（平成 27 年 1 月）において、難聴は、認知症の危険因子の一つとされている。

【「認知症施策推進総合戦略（新・オレンジプラン）」における記載（抜粋）】

第 2. 具体的な施策

2. 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

(2) 発症予防の推進

○加齢、遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴等が認知症の危険因子、運動、食事、余暇活動、社会的参加、認知訓練、活発な精神活動等が認知症の防御因子とされている。認知症の発症予防については、運動、口腔に係る機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動など日常生活における取組が、認知機能予防の効果に繋がる可能性が高いことを踏まえ、住民主体の運営によるサロンや体操教室の開催など、地域の実情に応じた取組を推進していく。

(2) 国における研究の状況

国においては、日本医療研究開発機構による認知症研究開発事業として、国立長寿医療研究センターが、平成 30 年度から「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」を実施している。

その中で、難聴と認知機能低下の関係性については一定の相関関係が確認されているが、難聴になった結果として認知症になるのかといった因果関係については研究結果を得るに至っておらず、国立長寿医療研究センターにおいて、「補聴器の装着の有無による認知症発症率の差に関する研究」が継続されている。

(3) 福岡市の対応

福岡市においては、全国市長会、大都市民生主管局長会議、21 大都市高齢者福祉・高齢者医療主管課長会議などを通して、国に対し、国において行われている研究の結果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に対する全国一律の公的補助制度を創設すること等を要望している。

5 請願に対する考え方

(1) 4年請願第7号（令和4年12月20日受理）

加齢性難聴者の補聴器の購入補助制度創設について

1. 「加齢性難聴者の補聴器の購入補助制度を創設すること」について

難聴の方の補聴器購入については、身体障害者手帳を取得されている方に対し、障害者総合支援法に定める補装具費支給制度に基づいて、費用の助成を行っている。

加齢による聞こえづらさや見えづらさなど、老化に伴う身体機能の低下は誰の身にも起こり得ることであり、これに対応した社会生活上の支援を行うことについては、その効果を見極めながら、慎重に検討する必要がある。

現在、国において、高齢者の難聴と認知機能低下との関係性についての研究が継続して行われているところであり、福岡市においては、国に対し、研究の結果を早期に取りまとめるとともに、認知症予防の効果が認められる場合には補聴器購入に対する全国一律の公的補助制度を創設するよう、引き続き、様々な機会をとらえて要望を行っていく。